

2019年6月10日制定

JCTA 総務委員会

一般社団法人日本カートラベル推進協会会員についての規定

第1条（目的）

本会員規約は、一般社団法人日本カートラベル推進協会（以下「本協会」という）の会員制度について定めるものとする。

当会の会員は以下全ての項目を遵守することとする。

第2条（法人目的の賛同）

本協会は、カートラベル文化の普及を通して、日本人のQOL（クオリティオブライフ）の向上を図ること、車と目的地（都市・地域）を単に「移動手段」としてつなげるのではなく、「車中泊・居住スペース」として活用することで、新たな旅文化（カートラベル）を創造すること、並びにもっとクルマで旅する楽しさを伝えることを目的とし、正会員はこれに賛同して入会する。

第3条（正会員の定義）

(1)正会員：本協会の目的に賛同して入会した団体

(2)正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

第4条（入会）

本協会の会員になろうとするものは、理事会において定める下記の所定の手続きを経なければならない。

入会の可否は理事会の承認とする。

(1) 入会申し込み書類を事務局に事前に提出。

- ・ 入会申込書（当協会員の推薦者1企業+理事企業1企業の計2企業の推薦者を記入のこと）
- ・ 登記簿謄本（発行後3ヶ月以内）

(2) 理事会承認の通知を受け発行された請求書により会費を納付すること。

- ・ 既納の会費はいかなる理由があっても返還しないものとする。

第5条（退会）

会員は、総務委員会において別に定める退会届を事務局に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第6条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって除名することができる。

この場合、当該会員に対し、除名の決議を行う理事会の1週間前までに除名する旨を通知し、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)本協会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。
 - (2)定款又は規則に違反したとき。
 - (3)反社会勢力との関係性
 - (4)その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

第7条 (会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)年会費を期限内に納入しないとき。
- (2)総正会員が同意したとき。
- (3)当該会員が、解散したとき。

第8条 (会員の権利)

正会員は以下の権利を有する。

- (1) 本協会の社員総会における、各1個の議決権。
- (2) 本協会の役員を選挙し、また役員に選挙されることができる。
- (3) 本協会の指定されたイベントに特別価格で参加することができる。

第9条 (会費)

- (1) 入会金及び会費は以下に定める通りとする。(税抜価格表示)
正会員(法人) 入会金 100,000円 年会費 200,000円
- (2) 会費は年会費制とし、当法人発行の請求書により、一括で振り込むものとする。
- (3) 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第10条 (会費の有効期間)

- (1) 本規約に基づく会員有効期間は年会費の入金日から翌年同日の前日までとする。
- (2) 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第11条 (変更の届出)

- (1) 会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を本協会に提出するものとする。
- (2) 会員が、本条第1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第12条 (反社会勢力)

会員及び会員の関連会社の社員（業務を執行する社員、取締役、執行役員またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、集団的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、事業内容が明確でない団体、もしくはこれらに準ずる者もしくは団体、またはそれらの構成員もしくは関係者（以下総称して「反社会的勢力等」という。）ではないことを宣誓する。

第13条（秘密保持義務）

（1）会員は、本協会および会員から開示を受けた秘密情報を善良な管理者の注意をもって保持し、当該会員等の書面による事前の承諾のない限り、第三者に開示、提供、漏洩してはならない。なお、第5条、第6条、第7条による退会等の後、1年間は同様とする。

（2）会員は、秘密情報を第1条に規定する目的遂行のために必要な範囲に限り、当協会内の理事会および小委員会等の機関内において利用することができる。この場合、当該会員等は、当該機関内の関係者にも同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。

（3）前2項に規定する「秘密情報」とは、本会を通じて知り得た（開示された）技術上及び営業上の情報、その他一切の情報を含む。なお、口頭によって開示された情報については、開示前に秘密である旨を明らかにして通知したものを「秘密情報」とする。ただし、次に掲げる情報は秘密情報に含まない。

（a）開示の時点で既に被開示者が保持していた情報（b）開示の時点で公知の情報（c）開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報（d）開示後、秘密保持義務を負わない第三者から適法に入手した情報（e）開示後、開示者が第三者に秘密保持義務を課すことなく開示した情報　＝書き方・伝達方法。

以上の一般社団法人日本カートラベル推進協会会員についての規定を遵守します。

年　　月　　日

法人名：

住所：

代表者：　　　　　　　　　　印